

長崎県警察本部訓令第28号

長崎県警察組織犯罪対策推進本部の設置及び運営に関する訓令を廃止する訓令を次のように定める。

平成19年11月22日

長崎県警察本部長 櫻井 修一

長崎県警察組織犯罪対策推進本部の設置及び運営に関する訓令を廃止する訓令

長崎県警察組織犯罪対策推進本部の設置及び運営に関する訓令(平成16年長崎県警察本部訓令第18号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成19年11月22日から施行する。